

第 70 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 70 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 7 年 2 月 14 日（金） 14：00～15：08

会場：農林水産省消費・安全局 第一会議室

（ウェブ会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

（1）最近の家畜衛生をめぐる情勢について

（2）カナダにおけるアフリカ豚熱発生時ゾーニング適用に係るリスク評価について
（答申）

（3）その他

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料 1－1 鳥インフルエンザの現状について

資料 1－2 ランピースキン病の現状について

資料 1－3 豚熱の現状について

資料 2－1 カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価の
報告書概要

資料 2－2 カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価の
報告書（非公開資料）

参考 1 アフリカ豚熱（ASF）とは

参考 2 WOAH陸生コード

参考 3 カナダの概要

参考 4 養豚農場の分布

参考 5 世界におけるアフリカ豚熱発生状況

参考 6 第59回家畜衛生部会 諮問文

午後2時00分 開会

○松尾室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第70回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を務めます動物衛生課国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡から挨拶申し上げます。

○安岡局長 消費・安全局長の安岡でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本当に、お時間を取っていただいて誠にありがとうございます。

一言、御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

まず、国内の今の病気の発生状況で、御案内のとおりで、鳥インフルエンザの発生が今シーズン現時点で51事例ですね。1月に入って、かなり重点的に養鶏の集中地域での発生が見られたということでございます。愛知県、岩手県、そして千葉県といったところで連続発生が出てきたというところで、我々も国として県とも連携をして、こういうその集中地域における蔓延防止対策に取り組んできたところでございます。幸いというか、2月に入って、2月1日が今のところ発生の最後という形になってはいますが、発生に関しては少し収まってきたところではありますけれども、まだまだシーズンは続いているので、我々としては緊張感を引き続き持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

そして、今日は、この後、今の発生状況をいろいろと御報告もさせていただきますけれども、もう一つはランピースキン病の発生ということで、牛のランピースキン病、昨年11月に国内で初めて発生ということでございました。現在のところ福岡と熊本で計22事例、発生が確認されているところでございます。今、各地域で蔓延防止対策等でいろいろ御協力を頂いて取り組んでいて、現時点での公式の発症頭数は0頭という形になってきているところです。

ただ、一方で、この病気は吸血昆虫が媒介するということですので、これからまた春になって吸血昆虫の活動が活発な時期が来るということもありますので、我々とする、そういうことを見据えての虫の対策の徹底などやりながら、引き続き来シーズンも見据えな

がら対策に取り組んでいくというところでございます。後ほど、いずれにしても課長の方から御説明をさせていただきます。

さて、今日の場合ですけれども、「カナダにおけるアフリカ豚熱発生時におけるゾーニング適用に係るリスク評価」ということで御審議を頂きます。この議題、これまで牛豚等疾病小委員会で、専門的かつ技術的な見地から御議論いただいたところでございます。この審議の結果について御報告をさせていただいた上で、答申を頂ければというふうに考えております。

委員の皆様方におかれては、正に忌憚のない御意見と活発な御議論をお願いをいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。今日もよろしくお願いいたします。

○松尾室長 さて、現在、家畜衛生部会の委員数20名でございます。本日は、ウェブでの御出席も合わせて現在11名の先生に御出席いただいています。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定では定足数は3分の1以上とされておりますので、定足数は満たしているということを報告させていただきます。

続きまして、本日出席しております事務局を紹介させていただきます。

今、挨拶しました局長の安岡でございます。

○安岡局長 よろしくお願ひします。

○松尾室長 審議官の郷でございます。

○郷審議官 よろしくお願ひいたします。

○松尾室長 動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○松尾室長 リスク分析班の矢野でございます。

○矢野補佐 よろしくお願ひします。

○松尾室長 同じくリスク分析班の礒村でございます。

○礒村専門官 よろしくお願ひします。

○松尾室長 本日はウェブを併用しての開催となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料は、議事次第、委員名簿に加えまして、まず議事の1に関する資料ですね。「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」については、資料一覧には資料1－1と資料1－2しか書いてないですが、資料1－1から資料1－3までございます。資料1

－ 3 が豚熱の現状の資料という形になってございます。

議事の 2 に関する資料でございます。議事の 2 は「カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について」でございます。こちらは、資料 2－1 と、委員だけに配っております 2－2 詳細版の資料という形になってございます。

このほか参考資料として、参考の 1 から 6 がございます。説明の中で必要に応じて使用いたします。

届いていない資料とか落丁がございましたら、お申し付けください。

それでは、早速議事に入ります。

ここから、議事進行を稲垣部会長にお願いいたします。

稲垣部会長、よろしくお願いいたします。

○稲垣部会長 稲垣でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まずは、議事の 1 「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」事務局から御説明をお願いいたします。

○沖田課長 部会長、ありがとうございます。

それでは、私の方から最近の家畜衛生をめぐる情勢ということで疾病の発生状況、資料はお手元に 3 種類用意させていただいております、鳥インフルエンザとランピースキン病、そしてあとは豚熱の関係で野生イノシシの関係の資料を付けさせていただいておりますので、そちらを用いての説明をさせていただきます。

まずは、鳥インフルエンザの状況でございます。

発生状況の資料の 3 ページ目を御覧ください。

3 ページ目に、「今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況」という日本地図がございます。その囲みの中に入っておりますとおり、現時点で 14 道県で 51 事例の発生、932 万羽が殺処分をされているということでございます。

4 ページから、各事例における詳細な情報を載せてございます。その中で 5 ページ目の 17 番目、愛知の 1 例、養鶏場、愛知県常滑市というところでございますが、ここから下が今年に入ってから、令和 7 年に入ってから発生ということになってございます。

令和 6 年の間は、スタートはこれまでで最も早いスタート、10 月 17 日ということで最も早いスタートだったわけですが、その後、最初は令和 4 年のシーズンに匹敵するようなペースでの発生というのを見ていたんですけれども、12 月に入って少しそのペースがダウン

していったところでしたが、その後、今年に入りまして1月は非常に多くの発生があるということで、その17番目から下が全て、そして50番目までが1月で、51番目が2月ということになります。50番目ですので、34事例が1月の発生。これは月の発生としては、これまでで一番多いということになってございます。

特に、見ていただいておりますのとおり、愛知県と岩手県と千葉県と、この3つの県、しかもそのかなり狭い範囲で集中的に連続して発生していると。これは、養鶏の密集地域において続発をしたということでございます。それが大半を占めているという、今年の特徴はそういうところにあるというふうに考えております。

9ページを開けていただければ、「今シーズンの発生状況」について整理をして、過去のシーズンとの比較ということで整理をさせていただきます。

右の下の方にある棒グラフを見ていただきますと、最も発生した令和4年のシーズンがオレンジ色、そして令和6年、今年のシーズンが緑色になってございます。現時点で、過去の実績については白抜きの数字が同日比となっておりますので、全体としては、シーズン通しては、例えば令和4年の家きんの殺処分は1,771万羽ですが、今日の時点まで言うとなら1,478万羽ということになります。

このベースで比較をしますと、令和6年は件数でいうと令和4年の76に対して51、そして殺処分が1,471に対して932ということで、令和2年、これも多かったシーズンですけれども、令和2年に匹敵するようなシーズンに現時点でなっているということでございます。

次の10ページ目が、それをグラフにして書いております。

発生状況の比較ですけれども、特にその1月というものについて着目をいたしますと、1月のペースはこれは極めて多いペースで、月間34事例、648万羽。これは、1月としては過去最多を記録をしているということでございます。殺処分羽数の推移を見ていただきますと、1月までは令和2年シーズンよりも全然少なかったんですけれども、1月の間に令和2年のシーズンのペースを超えるという状況になってございます。

そして、1月だけでいいまして、令和4年でも463万羽ですが、令和6年シーズンは648万羽ということになってございます。そして、発生件数についても1月がとにかく立ち上がりがすごいということで、先ほど言った養鶏の密集地域で狭い範囲で発生が続いたということにより、発生件数、殺処分が増えてきているというところでございます。

11ページ、12ページ目が、シーズンに入る前に、準備としてしっかりこういうことをやろうということで対策をしてきたことでございます。

13ページ目。これが、まずはシーズンの最初、発生がこれまでに初発が最も早かったということと、シーズンの当初は令和4年に匹敵するペースで発生をしていたということから、11月21日に第1回の緊急全国会議を開きまして、そこで危機感を共有するということ、そして現場の隙間を埋める、隙を埋める対策ということ、そして点検をする、そして発生したとしてもそれを周りに広げずに封じ込めるという4点、このポイントとしての4点、これをメッセージとして大臣にも打ち出していただき、それに重点化して対策を取ってきたところでございます。

これが1月に入りまして急増したということから、15ページ目を見ていただきますと第2回目の緊急の全国会議を開催し、注意喚起を行って、また対策を進めてきたところですが、このときも制度、ポイントとしては、まず一番大事なことは早期の通報、空振りしてもいいから早く通報するということ。そして、このときには、通報が遅れば手当金の減額にもつながるというペナルティーがあるということも現場に周知を頂き、早期通報を徹底するということを打ち出しました。

また、消毒の徹底、ウイルスの侵入防止というところにつきましては、集中地域での発生、愛知県と千葉県については、いずれももちろん集中した養鶏が密集しているということはあるんですが、地域的な地理的な状況としては、やはり非常に風が強くて、風によってじんあいが飛ばされるということ、そして、気象的にも低温、温度が低くて、そして乾燥しているということから、ちりが舞いやすい。こういった特徴があったことから、それによって広がることを防ぐための液状の消毒薬を用いた消毒、これで粉じんが舞うのを抑えるとともに消毒を徹底するということと、そして入気の対策として粉じんを吸い込まないような不織布の設置をすると、こういった対策により、この愛知や千葉のような地域でも蔓延を防ぐ、発生を予防するということを重点としてやってまいりました。

16ページにさせていただきますと更に詳しく書いていますが、愛知と千葉と岩手、この集中地域につきましては緊急消毒を実施する。この3県には、全額国費で農場及び周辺環境の緊急消毒を実施をする。これは、先ほど言いましたとおり、じんあい舞いやすいということから液状の消毒薬も活用して緊急消毒を実施するということ。そして、発生農場では、その不織布の発生農場での防疫対策とかそういったところ、あるいはその周りでは不織布によって入気対策をすると、こういったところで、ほかの農場にウイルスを持ち込まないという対策の強化を行っております。こういったことを、3県については現地に農水省の対策本部を設置をいたしまして、こういう対策を県と連携して進めてきたという

ころでございます。

17ページ。繰り返しになりますけれども、地域でのまん延防止の対策、どのようなことをやったかというところですが、4点のポイント、危機感の共有、そして地域全体のウイルス量低減のための消毒ということ、液状の消毒薬を用いた消毒の徹底ということ、そして、早期通報につきましては、密集地域で発生 of 初発が通報が遅れるということが原因となって、そこに広がったということが考えられたことから、やはり早期通報をしっかりと徹底をするんだということ、間違ってもいいから、空振りでもいいから通報するというところを徹底をしてまいりました。そして、大規模農場、再発農場だけではなくて養鶏の集中地域での再点検をしっかりとやるということ。その中で地域の状況に応じた特徴に応じた対策ということで、不織布シートを導入するといった対策を取ってまいったところです。

18ページは、それに関して愛知県においては特に専門家の先生方に入っていただきまして、現地の対策会議を行いました。この席でも先ほど言ったような対策についての重要性を確認をしていただきまして、それを現地でしっかりと打ち出したというところでございます。

19ページが危機感共有、そして20ページが早期通報の徹底、これらについての重要性ということで、御紹介をさせていただいております。

今、51事例、最後が2月1日でございます。これから先につきましては、もちろんまだまだシーズンは続きますので全く油断できるという状況ではありませんが、特にこれまでの例からいいますと、これまでの発生の経緯からいいますと、令和4年のシーズンなどもそうなんです、この後、春にかけては今度は東北や北海道の北日本で発生が、例えば3月であるとか4月であるとか、そういった時期になりますと北日本での発生というフェーズに移行していくんじゃないかというふうな懸念がございます。北日本中心、南が安全ということではありませんけれども、北日本については特に注意をしながら、発生をさせない、早期通報により発生したとしても早く封じ込めると、こういったことを徹底していくことが重要かというふうに考えております。

続きまして、ランピースキンの方に入らせていただきます。

2つ目の資料「ランピースキン病の発生状況について」ということで、お願いいたします。ランピースキン病、昨年の11月に我が国で初めて発生、九州の福岡県で発生をしたというところでございます。

ランピースキン病自体の御紹介ということで、1ページ目に載せてございます。

ランピースキンとは牛の皮膚に結節ができる病気であると。生乳の生産等に一時的な影響はございますが、致死性は低いということで牛では回復する牛がほとんどであるということになってございます。もちろん人への感染はないので、畜産物についても公衆衛生上のリスクはないということでございます。

現時点ですけれども、福岡で19事例、これは発生した農場の数です。19事例。熊本県で3事例、発生を確認したというところでございます。

この病気の特徴ですが、ベクター、吸血昆虫ですね。刺しバエを中心とした吸血昆虫による機械的な伝播、これの感染、これが主要な感染経路、伝播経路となっております。この病気にはワクチンがございます。海外では発生してもワクチンを使った対応、コントロールをしているというところがございます。

海外の発生でいいますと、2023年に韓国において発生。最初の発生から、最初是一部だけかと思っていたんですけれども、ほぼ全土に広がっているということから、韓国では全土でのワクチン接種に踏み切ったというところがございます。2023年の秋に見つかって、それ以降広がったことからワクチンを接種をし、ワクチンを接種することで発生は抑えられておりました。しばらく抑えられて、また2024年の夏になって再発してきたというところですよ。

こういった状況を受けまして、日本においては、ワクチンの備蓄の推奨における、農水省においてワクチンを備蓄することと、それからランピースキン病の防疫対策要領、これを策定をいたしまして、防疫対策要領に基づいて広がりを防止するという準備を整えていたところ、2024年の11月になって福岡県で発生したというところでした。

先に、4ページ目を見ていただきたいと思います。4ページ目に、ランピースキン病の今度は実際の牛の頭数でのグラフを示させていただいております。

緑色が発症した牛、皮膚の結節ができるといった発症した牛の数です。これは現時点ではフラットになっていきますけれども、この発生の頭数自体も現時点、230頭から増えていないという状況がしばらく続いています。

オレンジ色の折れ線は、その発症した牛なんですけれども、こちらの治癒して回復して、もうウイルスの検査陽性も出ないというもの、あるいは淘汰してしまったもの、こういったものについてはそれを差引いて、実際に発症している頭数を数えていきますと、11月、12月とずっと減ってきてまして、ここのところはずっとゼロが続いているということで。発症した頭数はいましたけれども治癒してしまったか淘汰をしたかということで、現在、実

際に発症している頭数としては0頭となっています。

黄色い棒グラフ、青い棒グラフ、これが福岡県と熊本県での発生農家の数、件数の棒グラフ、日ごとの棒グラフとなっております。発生する農家自体も12月26日、これを最後に、22事例の発生農家で止まっております。

という状況になってございますが、この対策でございます。対策は2ページ目に戻っていただきまして、まずは、発症牛については生乳出荷、これを自粛をしていただくということでございます。それから、発症した牛については移動を自粛していただくといった蔓延防止対策を取ることが重要です。これは、防疫対策要領にそれを規定しております。発症牛の生乳出荷、発生農場からの成体の移動の自粛、こういったことを行っていくのと、それから周辺の農場においては10キロ圏内で異状確認を行うということと、そして20キロ圏内で害虫、吸血昆虫等の防除対策をしていただく、こういった対策、そして追跡調査、そして発症牛の自主淘汰等によって蔓延を防止するということでございます。

また、福岡県につきましては、糸島の地域で発生が多発したということから、11月21日からワクチン接種を行っているところです。

このランピースキン病の輸出への対策ですけれども、幾つかの国が牛肉、乳製品等について一旦輸出を制限したというところですが、それらについてはほとんど解除、輸出継続となっております。

アメリカ向けにつきましては、制限が一定程度かかっていると、ワクチン接種県由来の牛については対米輸出、あるいは対米輸出施設への搬入を制限するといった制限がかかっております。この解除に向けては、現在、米国と交渉中でございます。

具体的な対策と、農水省そして県等による支援でございますけれども、蔓延防止の対策として自主淘汰を推進するために、自主淘汰した場合の再導入、こちらの支援をします。例えば非乳牛に発症した場合に、それを自主淘汰していただいて、その代わりに導入してくる初妊牛、こういったものに支援をするといった形での自主淘汰の推進。これは自主淘汰自体が、遡りではないですけれども、自主淘汰した後、事業開始前の牛というのは通常対象にならないんですけれども、そこを対象にできるように、自主淘汰したものではなくて自主淘汰した後再導入するものに支援するという形で、自主淘汰を少しでも早く進めていただくということからそういう仕組みを取りました。

そして、出荷した乳の適切な処理。これは産廃処理等を行う場合の各費用の支援ということ。そして、もちろんその農場の消毒や吸血昆虫対策、こういったものについて現場で

蔓延防止対策をする場合の支援といったことでやっております。

特に現時点では、先ほど言ったとおり発症牛は0頭となっておりますが、これは一つは、このベクターにより媒介されるというこの病気なんですけれども、一部そのウイルスの性状として単にベクターでの伝播だけではなくて、そのほかの伝播経路があって、それで広がる可能性というものがあるのではないかということも議論がされておりますけれども、今、現時点でサシバエはほとんどいないという状態では発症牛が増えないという、この現象から見て、やはりこの病気の蔓延の、あるいはその伝播の主要経路はやはりベクターであるということが、観測からもその可能性が高いということから、ベクターの対策というのが非常に重要になると思っております。

この農場消毒や吸血昆虫対策につきましては、引き続きこれから暖くなる前に、しっかりと準備をする必要があると思っております。例えば適切なその堆肥化处理、こういったものを徹底することによって、堆肥の中に含まれるサシバエの幼虫であるとかウイルス、こういったものを殺すための堆肥化、完熟堆肥化とか、あるいは堆肥の中の幼虫を殺すためのIGR製剤の幼虫の成長阻害を行う殺虫剤をまくといったような対策によって、サシバエを抑えるということが重要かと思っております。

また、ワクチンを接種している福岡県におきましては、ワクチン接種の引き続きの推進ということで、ワクチンについては国家備蓄しているものを無償で配布するといったことを行っているところです。また、併せて農家の経営の支援ということから、農林漁業のセーフティネット資金など、それから家畜疾病経営維持施金の対象として本病を追加するといったようなこともやっております。

また、福岡では子牛の滞留ということが起こっているところから、子牛の引取先・販路確保に向けて関係者間の調整を行っております。例えば熊本の家畜市場への出荷がなかなか、やっぱり懸念があって出荷できないというところがありましたが、例えばその一部の地域、福岡でも朝倉市の周辺という地域については、熊本の家畜市場もその地域の牛の出荷というものについては再開したというところで、こういった販路確保の調整を続けることで、滞留の問題も解消していこうと。あるいはマッチングですね。引取先の育成や飼育農家とのマッチング等の努力によって、各子牛の引取先・販路を確保すると。こういったところを支援をしているところでございます。

ランピースキンにつきましては、現状、発症牛はおりませんが、これから先のベクター対策というものを、しっかりと県と一緒にやって取り組んでいくということが重要かとい

うふうに考えております。

最後に、豚熱について、最近の状況を御紹介したいと思います。

地図をつけてございます。1－3の地図なんですが、九州での野生イノシシでの発生は、佐賀の唐津のところに最初見付かって、そこで経口ワクチンを散布し捕獲を強化することによって、その狭い範囲に封じ込めるということを、これまで取り組んできてきたところですよ。

見ていただきますとおり、ほとんどの陽性牛が初発の10キロ圏内に収まっているという状況でございます。なんですが長崎で、長崎といっても横島という最初の初発地域から10キロの圏内に入るところなんですけれども、そこで、その横島という島で陽性のイノシシが1頭見付かったというのが一番新しい状況でございます。横島の1頭、この10キロ圏内で、唐津の半島があつて左側が長崎になるんですけれども、その湾の中の島です。この島の1個だけ赤い点があると思うんですけれども、そこが陽性のイノシシが見付かったところですよ。長崎で初ということではございますけれども、地理的には佐賀の初発のイノシシから10キロ圏内という範囲での発見ということでございます。

これにつきましては、長崎を経口ワクチンの散布をする地域に指定をいたしまして、現在、正に今、経口ワクチンをこの島に散布をする取組を既にスタートし、散布をしている最中でございます。目標としては、長崎に飛んだということですが、狭い範囲にイノシシでの感染を経口ワクチンによって封じ込めるということに取り組んでおるところでございます。

最新の状況について御紹介をさせていただきました。

以上で、最近の家畜衛生をめぐる情勢についての説明とさせていただきます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件について委員の皆様から御質問ございましたら、よろしく願いいたします。

じゃ、橋本さん。

○橋本委員 橋本です。

鳥インフルエンザの発生は本年1月、非常に過去最多で、しかも三つの地域。今、野生イノシシは10キロとかですね。ランピースキンが20キロとかいう数字に対して、ほとんど3キロ圏内、あれだけの発生。これは実際その対応に当たられた方々は本当に大変だったと思うんですよ。2月1日から今日まで13日間、ぴたっと止まっていますでしょう。こ

れは見事です。あの辺はまだまだ養鶏場たくさんある地帯ですから。このことについては、関係者の皆様の御尽力に深い敬意を表したいと思います。

それから、今の沖田課長の説明で、要点が的確に網羅されて、だからこそいろいろなことがうまく回り始めたと思うんですけども。さらに、まだ冷たい特に北の方ですね。冷たく凍って風も強くなっていますから、今年は。警戒を要すると思うので、ひとつよろしく御指導の方もお願いしたいと思います。それから、今回のこの大きな被害が出たところ、しかもそれがぴたっと止められたというのは何だったんだろうかというところを是非振り返って、次のシーズンの参考になればいいかなと。

沖田課長から配られたこの資料の最後のページが輸出への影響、鳥でも書いてあったんですけども、これを見てちょっと安心したのは、やっぱり日本は清浄国を目指しているんだと、そう遠くない日に私たちの日本がまた清浄国に戻って、今輸出は伸びていますから、そういうふうな方向に向かっていくであろうなと。

ありがとうございます。

○稲垣部会長　ほか、いかがですか。

○西元委員　西元です。

ランピースキン病について、ちょっといろいろお話を伺いたいのですが、鹿児島でも、九州でランピースキン病が発生したということで非常に鹿児島の農家の人も興味を持っています、どういう病気なのかと聞かれるのですけれども、ちょっと我々も見たことないので詳しく説明ができないのですが、まず、ホルスタインと黒毛和種の感染のしやすさに違いはないと書かれていたのですけれども、月齢的にも差はないということですかね。

○沖田課長　ありがとうございます。実際にその観測データとして見ますと、確かに今、圧倒的にかかっているのは現役の非乳牛というのが、ホルスタインの非乳牛というのが多いのですけれども、別に特にその子供が感染しにくいとか、あるいはその品種によって違うとか、そういった知見というのは我々も承知をしていないと。もし先生方の中でそういうデータがあるという方がいらっしゃいましたら御紹介いただければと思います。少なくとも我々は、その品種が違うとかかり方が違うとか、あるいはその子牛、月齢、年齢によって差があるとか、そういったことについての知見があるということではないという状況です。

○西元委員　はい。それと、あと感染牛は結節が非常に目立っているということですが、それ以外には、どのような症状がありますか。

○沖田課長 ありがとうございます。これは正にすごく重要な点でございます。結節はできるとすぐぱっと分かるんですけども、実は結節ができる前の初期の症状というのは、いわゆる一般的な全身症状というものもあります。例えば発熱であるとか乳量の減少であるとか、そういった一般的な症状があります。それから、もう一つは関節炎ですね。ちょっとびっこをひくとか、そういったことが見られるという報告もございますので、結節ができることだけに着目すると見逃す可能性があるということは御注意いただければと思います。

○西元委員 それに関してですけども、その症状に対して割と治癒率が高いわけですか。

○沖田課長 ありがとうございます。この病気のその死亡率というのは決して高くない、つまり一旦かかったとしても時間経過すれば、それは治っていくというのがほとんどだということでございます。

ただ、治っていくから放っておいていいかというのは、それは蔓延防止対策の観点からは、そこは少し別だと思っています。ウイルスがやはり排出している、ウイルスを出しているということは次にうつる可能性があります。サシバエが刺していったらうつるという可能性ありますから、そこは別の考えを、観点からいけば別の考えを持つべきだと思っています。

○西元委員 それと自主淘汰とあったのですが、それは何か基準とかあったりとか、例えば症状が治らないとか、例えば関節炎で跛行が残るなど、何かそういう理由があって自主淘汰とかになったのですか。

○沖田課長 今申し上げましたとおり、これを、この病気を広げないための対策としては、やはりウイルスを持っている可能性がある、感染している症状を出している牛というのは、これをなるべくやっぱり淘汰をしていただくというのが重要です。

特に何かの基準があって、こういうものは自主淘汰、あるいはそうじゃないものは治癒をさせるとか、そういう決まりがあるわけではなくて。やはり蔓延防止の観点からいけば、なるべくそういうウイルスを持っている可能性のあるものは淘汰をしていくことが広げないためには重要です。そのために我々としても支援策を打って自主淘汰をしっかり取り組んでいただくということを、この対策の柱の一つとしております。

○西元委員 ということは、そんなに症状が悪くなくても、やはり発症した患畜は、どんどん自主淘汰をしていった方がいいということでしょうか。

○沖田課長 蔓延防止の観点からいけば、そうです。

○西元委員 あと、難しいとは思いますが、今後、日本で広がっていくということとは考えられますか。

○沖田課長 お隣、韓国の例を見ますと、最初は国境付近から、あるいは水際から入ってきたというふうに言われていたところですが、最終的にはやはり全土に広がったということがあったので、その可能性がないです、大丈夫ですということは決して言えないと思っています。

ただ、早期に封じ込めるということが、そうならないためには非常に重要だと思っていますので、その対策をしっかり打つということが我々に課された課題かなというふうに思っています。

○西元委員 ということは、今のところワクチンは外国産を使用して、国内産はまだ生産されないということですか。

○沖田課長 国内で、国産のランピースキンのワクチンが今あるという状況ではございません。外国のものを購入して、備蓄をしているというのが現状です。

○西元委員 はい、ありがとうございました。

○稲垣部会長 そのほか、オンラインの方、いかがですか。

○津田委員 一つだけ教えてください。今、米国向けの牛肉について、そのランピースキンですが、ワクチン接種県由来の牛の対米輸出が制限されているということなんですけれども、これは何を要するにリスクとして考えているんですかね。ワクチンなんですけれども、それとも発生なんですかね。その辺、ちょっと教えてください。

○松尾室長 津田委員長からの御質問でございますけれども、米国は、このワクチン、ランピースキンのワクチンというのは生ワクチンであるということで、一方、このワクチンを使用するに当たって、野外で、野外の発生地域でワクチンを使うに当たってキメラというか、リコンビナントが起こるのではないかとこの懸念しており、そのリスク評価をさせてほしいという形で言われてございます。

既にそのワクチンを使ったらバツがついているというわけではなくて、飽くまでも彼らはリスク評価をしているというのが現在の状況です。

○津田委員 というか、現実としてワクチン接種だけだったら、今、個体識別できているので個体で管理できるでしょうし、もしその発生がリスクであれば、要するにほかの発生県もそうなるでしょうしね。その辺、非常に曖昧だなと思ったものですから。

ありがとうございました。

○松尾室長 おっしゃるとおりで、発生そのものについては、輸入を止めるということはないというふうには言われてございます。

○稲垣部会長 ほか。では、佐藤さん。

○佐藤委員 ありがとうございます。

もともとその福岡には、どこからどうやって入ったかというところなのですが、サシバエ対策というようにおっしゃっていたのですが、これは機械的伝播ということですから、サシバエだけじゃなくて人が運んでくる可能性もあるのでは、ということを考えているのですが、そのあたり、疫学的な状況はどのようになっているのでしょうか。

○沖田課長 ありがとうございます。発生の経緯等は、特にその最初の農場なんかも動衛研の先生とかにも入っていただいて、いろいろ分析はしておりますが、これが原因だろうというのは特定まではなかなか難しいところです。

これは、ランピースキンのウイルス自体は、鳥インフルエンザとは違いまして、そのウイルスの遺伝子は非常に安定していると。どんどん変容するのであれば、どこのやつが起源になって変異したのかある程度追っかけることできるんですけども。すごく安定的でほとんど変異しないものですから、どこから来たやつの子孫なんだというのがなかなか分かりにくいというところもあって、原因を特定するのは難しいです。

ただ、一昨年の秋から韓国で発生し、韓国においてはワクチンで抑えたものの、2024年秋になってまた再発していると。こういった状況から見ると、そこから持ち込まれたと見るのが可能性としては高いんですが、それがどういうふうには持ち込まれたかというところまではなかなか追いかけられない、難しいなというふうに思っているところです。

○佐藤委員 やはり人が運ぶ可能性もあるというようなことも考えていただいて、飼養衛生管理の方をしっかりとやっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほかいかがですか。

○西元委員 済みません、ちょっと初歩的な質問なんですが。ランピースキン病のウイルスの生存日数が、どのくらいか教えていただけますか。

○沖田課長 生存日数ですか。

○西元委員 はい、体外に出たときの。

○沖田課長 環境中でのその安定性みたいなものについては、一定程度やはり体外に出た後も残る可能性はあるということです。例えば皮膚に結節ができるんですけども、その

結節は、どんどん病状がひどくなると結節が落ちていくんですね。皮膚が剥がれて落ちていくんですけども、そういった落ちた皮膚については、ある程度その中で感染性のあるウイルスが残っているという報告もございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○西元委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほか、オンラインの方もよろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

次の議事は答申事項でございます。「カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について」でございます。

事務局、資料説明をお願いします。

○松尾室長 それでは、資料２－１に沿って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議事第２でございますけれども、本件につきましては、まず令和５年３月に家畜衛生部会、こちらで諮問させていただきました。昨年１月、それから昨年１１月に、牛豚等疾病小委員会において御審議いただきました。小委員会での審議内容については、後ほど津田小委員長より総評を頂きたいと思っておりますけれども、まずは私からリスク評価の報告書の概要について御説明申し上げます。

資料２－１でございますが、まず１ページ目の背景です。

背景の中の、まず２番目ですね。現在に至るまで、家畜豚及び野生のイノシシいずれにおいてもカナダにおいてASFの発生は確認されておられません。しかし、世界的なASFの流行を受けて、2019年の４月にカナダ当局より、カナダでASFが発生した際に、豚、豚肉及び豚肉製品の輸出を継続できるようASFのゾーニング適用に係る協議要請がございました。それから、背景の３番目でございます。この要請を受けまして、標準的手続に従いまして質問票や現地調査を通じた情報収集を行い、本件に係るリスク評価を行いました。

評価事項でございます。同じ１ページの評価事項、１から順番に書いてございますけれども、評価事項は諮問時と変わってございません。

まず、評価事項としましては、１番目「獣医体制及び法制度」から始まりまして、２ページ目にありますように、下の方ですね、「養豚場の一般情報及びバイオセキュリティ」ということ。それから、３ページ目に移りまして３番ですね、「と畜・食肉処理に関する

一般状況」。4ページ目でございますけれども、それらのトレーサビリティに係る情報、それから移動管理の状況でございます。それから、同じ4ページの下の方、5番でございますけれども「国境検疫に関する措置」。それから、5ページ目でございますけれども6番、その「診断機能」、診断の能力と、こういうことも検討の対象とさせていただいてございます。それから、6ページ、「平時のサーベイランス」、それから同じ6ページの8番でございますね、「野生の豚の一般情報及び管理」の状況であるとか、それから7ページでございますけれども、9番には「家畜豚におけるASFの発生時の対応」、それから10番、「野生豚におけるASF発生時の対応」、こういうものについて小委員会の方で細かく御審議いただいたところでございます。

その御審議の結果、中身については後ほど小委員長の方から御説明させていただきたいというふうに思っておりますけれども、まず8ページでございます。そのまとめでございます。

Ⅲ「まとめ」ですが、まず最初のパラグラフですね。カナダでは、中央政府が動物衛生に関する法令整備などを行っており、地方部局がこれに従い防疫対応などを行っております。

7行目の方ですね。また、ASFの疑い事例の確認時の通報義務を定めた法律や、大部分は完成している。この大部分と申し上げますのは、基本的なところはできておりまして、細かいガイドラインなんかがほかの一般的なその疾病対策と同じものになっておりますので、今現在アフリカ豚熱により特化した形で改定中という意味での、大部分の完成しているという意味でございます。こういう完成しているASFの防疫指針等の基礎的な文書、こういうものをカナダでは定めてございます。よって、カナダにおいては、ASFの発生を適時に把握し的確に封じ込めるための基礎となる家畜衛生体制及び法令が整備されていると考えております。

それから、同じ8ページの13行目です。農場のバイオセキュリティについてでございます。豚肉の輸出が可能な連邦政府認定施設、カナダは輸出の場合は必ず連邦政府の認定施設で行いますので、輸出となると必ず連邦政府が関わるという形になってございます。ここに出荷する農場は全て、日本における飼養衛生管理に相当する事項を含む、カナダの養豚協会のCPEプログラムというものに登録しなければならないとされています。これについては、州当局によって定期的な監査が行われているという状況でございます。

それから、15行目です。カナダでは、家畜豚への残飯の給餌ということは禁止されてご

ざいます。ただし、カナダでは豚舎内へのASFの侵入防止に主眼を置いてございまして、農場外から農場敷地内へのASFの侵入防止には着目していないという状況だということでございます。このため、周囲の環境から農場へアフリカ豚熱ウイルスというものが侵入するリスクには留意が必要というふうに記載してございます。

同じ8ページの27行目でございます。カナダ国内に存在する全ての豚生産関連施設には、施設番号が付与されています。また、肥育豚は群単位、繁殖豚は個体単位で識別がなされています。先ほど説明しましたカナダ養豚協会のCPEプログラムでございすけれども、この中には、PigTRACEと呼ばれるトレーサビリティシステムに施設番号や動物の識別番号を登録するという形になってございます。このシステムを通じて、家畜豚の移動履歴を確認するということができるようになっています。このためカナダにおいては、アフリカ豚熱が発生した際に制限区域内の農場分布、疫学関連農場を迅速に把握するための体制が整っているというふうに記載してございます。

それでは、9ページを御覧ください。

最初のパラグラフでございすけれども、我が国に豚肉等を輸出すると畜場及び食肉処理場は、政府によって認定される必要がございます。と畜前後検査はカナダの連邦政府の検査官が行います。市場に流通した豚肉、こういったものを加工流通業者がトレーサビリティを確保することになってございまして由来農場まで遡ることができます。また、輸出検疫証明書というものは、輸入条件を満たしていることをカナダの連邦当局の検査官が確認した上で発行するということになってございます。よって特定の地域に由来する豚肉と、こういうものを輸入可とする輸入条件を求めた場合でも、カナダ当局としてはその状況を担保できるというふうに考えております。

それから、同じ9ページの13行目でございすけれども、豚及び豚由来製品に対して書類審査、隔離検疫、現物検査等の国境検疫のポイント、こういうところで検査をしているんでございすけれども、手荷物検査、探知犬による携帯品の探知、こういうことも実施してございます。よって水際におけるアフリカ豚熱の侵入防止対策、こういった措置については適切に講じられていると考えるというふうに記載してございます。

9ページの21行目のパラグラフです。アフリカ豚熱の検査は適切な精度管理の下、ナショナルリファレンスラボラトリー及び認定検査施設が実施しています。よって、適切な検査を遅滞なく実施する体制が整っているというふうに考えてございます。

同じ9ページの25行目でございます。家畜豚に対してパッシブサーベイランス及びアク

ティブサーベイランスが実施されています。平時からアフリカ豚熱の発生状況を監視する体制は整備されておりまして、平時のサーベイランスをベースとして強化サーベイランスというものは適切に実施可能というふうに考えるというふうに記載してございます。

9ページの30行目でございます。野生豚に関する記載でございます。こちらは、小委員会において詳細な審議をされてございますので、後ほど津田先生の方から御説明いただきたいというふうに思っております。

10ページにお進みいただきます。

10ページの8行目でございます。疑い事例があった場合ですね。これをスクリーニング検査して陰性と確定されていなかった例を、カナダの中ではアフリカ豚熱の推定陽性としています。この推定陽性と判断された時点で、10kmの制限区域を設定します。その後、確定診断で陽性となった時点で、殺処分などを実施すると。また、制限区域に更なるバッファゾーンを追加して、これを主要管理区域PCZとして設置をするというふうに措置を取っていると。こうした措置を野生の豚での発生でも同じようなことをやっていくという形になっています。このため、カナダではアフリカ豚熱発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されていると考えられるというふうに、記載させていただきました。

10ページの16行目が、以上をまとめた結論という形で記載しています。以上の点を考慮すると、カナダでは、ASFのアフリカ豚熱の発生を早期に摘発し適切な防疫措置を実施するために必要な対策が一定程度確保されていると考えられました。また、仮に日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えられました。

21行目でございますが、一方でカナダは現時点においてアフリカ豚熱未発生国であり、発生時に関連法規等の規定どおりに防疫措置を講じた実績はありません。特に発生時に講じられる野生豚に対するサーベイランスの実効性については、不確実性が大きい点に留意が必要というふうに考えられました。

27行目でございますが、新たな地域で飛び地的にアフリカ豚熱が発生した場合には、サーベイランスによって疾病の分布地域が特定されるまでは、制限区域の範囲の妥当性が担保されないことも留意が必要というふうに考えられました。

10ページの30行目以降ですが、以上のことから、カナダにおけるASF発生時の豚、豚肉及び豚肉製品の輸入について、（１）カナダに対し適切なリスク管理措置を課すとともに

に、ASFのゾーニングを適用して発生の認められない地域に限定することにより、我が国にASFが、アフリカ豚熱が侵入するリスクが極めて低くなると考えられました。

(2)でございます。ゾーニング適用単位は、カナダがアフリカ豚熱未発生国であることによる上述の不確実性を考慮すると、制限区域を含む又は接する州・準州又はそれ以上の大きさとし、十分な安全域を確保することが重要と考えられました。

11ページの(3)でございます。農場又は野生の豚で最初の感染が認められた場合や、カナダが設定する制限区域外でASFが発生した際には、カナダ全土からの豚、豚肉及び豚肉製品の輸入を一時的に停止し、強化サーベイランスを含む防疫措置等の実効性を確認した上で、ゾーニングを適用した輸入の再開を検討する等、不確実性があると先ほど申し上げました。こうした不確実性を最小限に収めるための適切なリスク管理措置を講じることが重要というふうに考えられました。

以上が、現在のリスク評価報告書の概要でございます。

具体的な輸入条件についてでございますけれども、本日、部会で答申を頂けましたら、この御審議いただいたリスク評価の結論を踏まえてカナダ側と協議することといたします。

事務局からの説明は以上です。

○稲垣部会長 ありがとうございました。

それでは続けて、「カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について」牛豚等疾病小委員会での御議論の結果概要について、津田委員長さんから御報告をお願いいたします。

○津田委員 それでは、御報告させていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたが、昨年1月30日の第95回牛豚等疾病小委員会と同年11月7日の第99回牛豚等疾病小委員会において、カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について審議いたしました。

小委員会では、先ほど事務局より説明がありましたカナダの獣医組織体制や、国内での防疫措置等についての審議を行いました。

牛豚等疾病小委員会において主な論点となったのは2点でございます。一つは農場のバイオセキュリティ、もう一つが野生豚サーベイランスです。

まず、農場のバイオセキュリティについてですが、カナダは現在に至るまでCSF又はASFの発生報告がないことから、日本や欧州が注意をしている周辺環境から農場へASFが侵入することを防止する措置に重点を置いていないと委員から指摘がありました。カ

ナダのバイオセキュリティは、シャワーイン・シャワーアウトや専用の着衣・靴の着用といった豚舎内への疾病の侵入防止措置に主眼を置いてのものであり、柵の設置や車両消毒といった農場外から農場敷地内への侵入防止措置にはほとんど焦点が当てられておりませんでした。よって今申し上げた点を評価報告書に追記し、リスク評価結果にも留意が必要な事項として明記しております。

また、次に野生豚サーベイランスについてですが、カナダにはASFが疑われる野生豚を対象としたASFサーベイランスの仕組みがあるものの、実績に乏しく、委員からはサーベイランスの実効可能性に疑問が呈されました。確かに諮問時に実績はゼロでしたが、その後カナダは駆除された健康な野生豚を対象にしたASFサーベイランスの枠組みを新たに策定し、昨年7月からその運用を開始し、計104頭の検査実績を日本政府に提出しました。以上を踏まえ、野生豚のサーベイランス実効可能性がある程度確保されたことは認めつつも、その運用が開始されたばかりであること等、不確実性が残るということを経験報告書には明記しました。

結論ですが、これらの点を踏まえ、小委員会としては先ほど事務局から説明があったリスク評価の内容を了承いたしましたので、御報告いたします。

以上で、牛豚等疾病小委員会からの報告を終わります。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件について委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

オンラインの方もないですね。ほか、いかがですか。

オンラインの方もございませんし、このお部屋にいる皆さん、よろしいですか。

相当、小委員会で御熱心な御議論は頂いたということで、よろしいですか。

それでは、十分な御議論を頂いたということで。

それでは、カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、答申案の審議に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですね。

異議がある方がいないということでございますので、これから答申の手続を進めさせていただきます。

答申文について、事務局の方から配付をお願いいたします。

オンラインの方にも、これは行き渡っているんでございますね。大丈夫ですね。これを

見ていただくということですね。

(答申案配付)

○稲垣部会長 それでは、配付が済んだ、また画面に出ているということで、それでは家畜衛生部会からの答申案について読み上げさせていただきます。

令和7年2月14日、農林水産大臣、江藤拓殿。

食料・農業・農村政策審議会、会長、大橋弘。

答申。

令和5年3月22日付け4消案第7020号により諮問にあった事項について、下記のとおり答申する。

カナダにおけるアフリカ豚熱発生時の豚、豚肉及び豚肉製品の輸入について、カナダに対し適切なリスク管理措置を課するとともに、アフリカ豚熱のゾーニングを適用して、発生の認められない地域に限定することにより、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。御意見、御異議のある方、御発声をお願いいたします。

よろしいですね。オンラインの方もよろしいですね。

御意見、御異議がないと認めますので、本答申を農林水産大臣に提出することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議事の2、その他について事務局から報告等ありますでしょうか。

○松尾室長 ございません。

○稲垣部会長 特にならなければ、議事は終了させていただこうと思います。

事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いします。

○松尾室長 稲垣部会長、ありがとうございました。

それから、御参加の皆様、ウェブでの御参加の皆様、本日は熱心な御議論、御質問を頂き、ありがとうございました。

ここで審議官の郷より御挨拶申し上げます。

○郷審議官 本日、改めまして皆様、御審議に御参加いただきまして大変ありがとうございました。

アフリカ豚熱のみならず足元の家畜伝染病の発生状況、また、これに対する御質疑も頂

きまして、大変私ども今回の会議が今後行政を進めていくに当たって価値のあるものになったというふうに感じている次第であります。

本日、答申を頂きましたカナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価、これにつきましては今後カナダと家畜衛生条件を協議してまいります上でのベースになるものでございます。本日御審議いただきましたリスク評価を踏まえまして、条件協議をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては引き続き、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたしまして、締め挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○松尾室長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第70回家畜衛生部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時08分 閉会